

収支報告書記載例・注意事項

選挙運動費用収支報告書

1 令和8年4月12日執行 弘前市議会議員補欠選挙

候補者の住所・氏名(戸籍名)を記載

2 公職の候補者 住所 弘前市大字上白銀町1番地1
氏名 弘前太郎

3 3月 15日から (第1回分)
4月 26日まで

収入・支出のあった起点・終点を記載。
立候補準備については告示前から可能であるため、日付の始期は告示日前の場合もある。

会社・労働組合・その他の団体は候補者個人の選挙運動への一切の寄附が禁止されている。
なお、個人及び政党・政治団体からの選挙運動に関する寄附は可能である。

4 収入の部(甲)

年月日	金額又は見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
令和8年3月15日	200,000 円	寄附	A市C町2番地	甲野太郎	製材業		
令和8年3月16日	1,200,000	その他の収入					自己資金
令和8年3月17日	240,000	寄附	A市E町3番地	弘前太郎後援会	政治団体	事務所の無償借上 1日30,000円×8日	利益供与の約束は 4月3日～10日に履行
令和8年3月18日	40,000	寄附	A市E町5番地	乙川二郎	会社役員	机4、椅子20 無償借上 1日4,000円×10日	利益供与の約束は 4月3日～12日に履行
令和8年3月29日	42,000	寄附	A市E町123番地	丁川四郎	電気器具店	拡声器無償借上 1日6,000円×7日	利益供与の約束は 4月5日～11日に履行
小計	寄附	522,000					
	その他の収入	1,200,000					
	計	1,722,000					

事務所・備品等の無償借上を受けた場合は、寄附として収入の部へ記載する。
また、支出の部にも記載が必要となる。

4 収入の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名	職 業		
令和8年4月1日	200,000 円	その他の収入	A市O町10番地	O銀行A支店	金融業		借入金
令和8年4月3日	600,000	その他の収入					自己資金
令和8年4月11日	10,000	寄附	A市C町6番地	甲山乙次	会社員	無償労務従事 10,000円×1日	利益供与の約束は 4月11日に履行
小計	寄 附	10,000					
	その他の収入	800,000					
	計	810,000					
計	寄 附	532,000					
	その他の収入	2,000,000					
	計	2,532,000					
前回計	寄 附						
	その他の収入						
	計						
総額	寄 附	532,000					
	その他の収入	2,000,000					
	総 計	2,532,000					

無償で労務を受けた場合（知人がポスター貼を無償で行ったなど）は寄附として収入の部へ記載する。
また、支出の部にも記載が必要となる。

参 考	公費負担相当額 676,256円 (内訳)ポスター作成費 642,736円、ビラ作成費33,520円
-----	--

選挙運動用ポスター・ビラを作成した場合、公費負担相当額を記載。
選挙運動用自動車に要した車借上料・運転手報酬・燃料代については記載不用。

5 支出の部（甲）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(一) 人件費	円							
令和8年4月5日	20,000	選挙運動	労務者報酬	A市C町2番地	A野K郎	学生		1日10,000円 ×2日
令和8年4月5日	30,000	選挙運動	事務員報酬	A市D町1番地	B山L二	会社員		1日15,000円 ×2日
令和8年4月6日	30,000	選挙運動	労務者報酬	A市C町4番地	C中M一	日雇		1日10,000円 ×3日
令和8年4月7日	40,000	選挙	1. 人件費 車上運動員・手話通訳者・要約筆記者の報酬は1日につき2万円以内。 事務員の報酬は1日につき1万5千以内。 労務者については1日につき1万円以内(超過勤務手当は1万円の5割以内)。 車上運動員・手話通訳者・要約筆記者・事務員は選挙管理委員会へ届出した者へのみ報酬を支給することができる。報酬を支給できる人数は市議選挙は1日につき9人以内で、延63人使用することができ、45人を超えない範囲で異なる者を届け出ることができる。届け出のない者や単なる選挙運動員へは報酬を支払うことができないので注意すること。 なお、労務者は選挙管理委員会へ届出をする必要はなく人数制限もない。ただし、労務者は選挙運動(電話での投票依頼等)はできない。労務者は候補者等からの指示による選挙ポスター貼や選挙運動用はがきの宛名書きなど機械的な作業のみできる。 労務者には弁当料の実費弁償をすることはできないが、法令に定められた額内の弁当を現物支給することができる。ただし弁当を支給した場合は、その弁当代を報酬額から差し引く必要がある。 例: 500円×3食の弁当を支給した場合は、1日当たり8,500円以内の報酬となる。					40,000円 ×4日
令和8年4月8日	80,000	選挙						20,000円 ×4日
令和8年4月9日	50,000	選挙						0,000円 ×5日
令和8年4月9日	60,000	選挙						0,000円 ×6日
令和8年4月10日	70,000	選挙						0,000円 ×7日
令和8年4月11日	40,000	選挙						0,000円 ×4日
令和8年4月11日	40,000	選挙						0,000円 ×4日
令和8年4月11日	40,000	選挙						0,000円 ×4日
令和8年4月11日	70,000	選挙						0,000円 ×7日
令和8年4月11日	140,000	選挙						20,000円 ×7日
令和8年4月11日	10,000	選挙運動	労務者報酬	A市C町6番地	甲山乙次	会社員	無償労務従事 1日10,000円	利益供与の約束は 4月11日に履行
人件費計								
小計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出	0						
	計	720,000						

5 支出の部（甲）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(二) 家屋費	円							
(イ) 選挙事務所費								
令和8年3月17日	60,000	立候補準備	事務所借上料	弘前太郎後援会	弘前太郎後援会	政治団体	事務所の無償借上 1日30,000円×2日	利益供与の約束は 4月3日～4日に履行
令和8年3月17日	180,000	選挙運動	事務所借上料	弘前太郎後援会	弘前太郎後援会	政治団体	事務所の無償借上 1日30,000円×6日	利益供与の約束は 4月5日～10日に履行
令和8年3月18日	8,000	立候補準備	備品借上料	A市E町5番地	乙川二郎	会社役員	机4、椅子20 無償借上 1日4,000円×2日	利益供与の約束は 4月3日～4日に履行
令和8年3月18日	32,000	選挙運動	備品借上料	A市E町5番地	乙川二郎	会社役員	机4、椅子20 無償借上 1日4,000円×8日	利益供与の約束は 4月5日～12日に履行
令和8年4月25日	30,000	選挙運動	電話架設費用	A市B町15番地	NTT			4月5日に電話架設
(ロ) 集合会場費等								
令和8年4月6日	3,000	選挙運動	演説会場借上料	A市C町2番地	M野C一	C町青年会長		C町青年会館
令和8年4月7日	8,750	選挙運動	演説会場借上料	A市R町13番地	R会館			大ホール
令和8年4月10日	3,800	選挙運動	公営費用納付金	A市D町82番地	A市中央公民館			第2回目使用分
家屋費計	325,550							
小計								
	立候補準備のための支出	68,000						
	選挙運動のための支出	257,550						
	計	325,550						

2. 家屋費
 家屋費は選挙事務所費と集合会場費の2種類ある
 ①選挙事務所費
 事務所の賃料、机や椅子などの備品の借上料、事務所用の電話架設費用。
 候補者の自宅を事務所とした場合は選挙運動費用に算入する必要はないが、選挙運動に使用する備品等を購入・借入をした場合はこの費用に入れる。事務所の無償提供を受けた場合は、近隣の家賃等を勘案した時価を寄附及び支出と両方に計上する。
 ②集合会場費
 個人演説会で使用した施設使用料。
 会場使用料以外にマイクロホン、机等の備品の使用料が発生した場合はそれも含む。

5 支出の部（甲）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考	
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業			
(三) 通信費	円								
令和8年3月31日	2,550	立候補準備	連絡用葉書購入	A市B町50番地	A郵便局			85円×30枚	
令和8年4月2日	1,700	立候補準備	連絡用葉書購入	A市B町50番地	A郵便局			85円×20枚	
令和8年4月26日	6,720	選挙運動	通話料	A市B町100番地	NTT			4月5日～12日使用料	
令和8年4月26日	14,770	選挙運動	3. 通信費 電話代や電報料、事務上の連絡のための葉書代、封書の郵送料等。					4月5日～12日使用料	
通信費計	25,740								
(四) 交通費									
令和8年4月7日	2,380	選挙運動	労務者車賃	A市C町4番地	C中M一	日雇		C町～F町間 運賃実費弁償	
令和8年4月8日	1,720	選挙運動	労務者車賃	A市B町10番地	D川N郎	学生		C町～H町間 運賃実費弁償	
令和8年4月9日	2,580	選挙	4. 交通費 候補者以外の者に対して支出した交通費の実費弁償。(候補者が乗車した車賃は記載不要) 選挙運動用自動車の費用(車借上料・運転手雇用・ガソリン代等)は記載不用。					C町～P町間 運賃実費弁償	
交通費計	6,680								
(五) 印刷費									
令和8年3月31日	642,736	立候補準備	ポスター印刷代	H市P町517番地	T・K印刷所			1枚1,156円×556枚 公費負担	
令和8年4月1日	33,520	立候補準備	ビラ印刷代	A市D町5番地	K・T印刷所			1枚8.38円×4,000枚 公費負担	
令和8年4月2日	85,400	立候補準備	葉書印刷代	5. 印刷費 選挙運動用ポスター・ビラ・葉書等の印刷代。 選挙運動用ポスター・ビラについては、全額公費負担となる場合でも選挙運動用費用に算入し、支出として記載する必要がある。公費負担の場合、日付は契約した日とし、公費負担となった金額については収入に含めない。その結果、収入<支出となっても差し支えない。全額公費負担となった場合は領収書が存在しないことから「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」へ記載する。					1枚40円×2,000枚 写真版5,400円
印刷費計	761,656								
小計	立候補準備のための支出	765,906							
	選挙運動のための支出	28,170							
	計	794,076							

5 支出の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(六) 広告費	円							
令和8年3月28日	2,800	立候補準備	布地代	A市C町8番地	O野E夫	呉服商		1m350円×8m
令和8年3月28日	8,500	立候補準備	ビニール代	A市C町8番地	O野E夫	呉服商		1m850円×10m
令和8年3月29日	25,000	立候補準備	ちょうちん代	A市D町43番地	P野提灯店			
令和8年3月29日	1,000	立候補準備	胸章代	A市C町7番地	R洋裁店			
令和8年3月29日	38,000	立候補準備	事務所用看板代	A市E町43番地	S野看板店			
令和8年3月29日	25,400	立候補準備	自動車用看板代	A市E町43番地	S野看板店			
令和8年3月29日	42,000	立候補準備	拡声機借上料	A市E町123番地	丁川四郎	電気器具商	拡声器無償借上 1日6,000円×7日	利益供与の約束は 4月5日～11日に履行
令和8年4月9日	90,000	選挙運動	新聞広告料	A市R町5番地	AT新聞社			1回45,000円 ×2回
広告費計	232,700							
<p>6. 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機などの購入・作成費用、ビラの新聞折り込み費用等。 選挙運動用自動車の費用(車借上料・運転手雇用・ガソリン代等)は収支報告書に記載不用だが、車に取り付けた看板の費用は記載する必要がある。 法149条の規定により行う選挙に関する新聞広告を掲載した場合の費用も記載する。</p>								
小計	立候補準備のための支出	142,700						
	選挙運動のための支出	90,000						
	計	232,700						

5 支出の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(七) 文具費	円							
令和8年3月27日	1,200	立候補準備	筆代	A市C町7番地	UV文具店			1本600円 ×2本
令和8年3月27日	4,500	立候補準備	罫紙ほか	A市C町7番地	UV文具店			11件
令和8年3月27日	2,300	立候補準備	模造紙ほか	A市C町7番地	UV文具店			6件
令和8年4月1日	1,850	立候補準備	墨汁ほか	A市C町7番地	UV文具店			8件
令和8年4月5日	8,000	選挙運動	画鋏代	A市C町7番地	UV文具店			1箱80円 ×100個
文具費計	17,850							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7. 文具費 選挙運動のために使用する紙、筆やボールペンなど筆記用具、その他選挙事務のため使用した消耗品代。</p> </div>								
小 計	立候補準備の ための支出	9,850						
	選挙運動の ための支出	8,000						
	計	17,850						

5 支出の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(八) 食料費	円							
令和8年4月5日	14,250	選挙運動	煎茶代	A市E町57番地	S川T次	煎茶販売業		1本950円 ×15本
令和8年4月5日	6,420	選挙運動	菓子代	A市Q町19番地	ST菓子店			せんべい ほか3種
令和8年4月5日	36,550	選挙運動	仕出し弁当代	A市P町46番地	AB食堂			1食850円 ×43食
令和8年4月6日	26,280	選挙運動	仕出し弁当代	A市P町46番地	AB食堂			1食730円 ×36食
令和8年4月7日	17,220	選挙運動	仕出し弁当代	A市Y町100番地	BB食堂			1食820円 ×21食
令和8年4月8日	24,600	選挙運動	仕出し弁当代	A市Y町100番地	BB食堂			1食820円 ×30食
令和8年4月8日	8,100	選挙運動	運動員費用弁償	A市G町15番地	H野I子			1食900円×3食 ×3日
令和8年4月9日	15,300	選挙運動	仕出し弁当代	A市R町3番地	レストランST			1食850円 ×18食
令和8年4月10日	10,200	選挙運動	仕出し弁当代	A市R町3番地	レストランST			1食850円 ×12食
令和8年4月11日	25,500	<p>8. 食料費 選挙事務所で提供する湯茶やこれに伴って通常用いられる程度の菓子にかかった費用のほか、法令で認められた範囲内で選挙運動員、手話通訳者、要約筆記者、事務員、車上運動員及び労務者に対して提供する弁当調整費用、弁当料及び茶菓料の実費弁償として支給した費用等。 候補者及び選挙運動員等の日常生活における飲食費は選挙運動費用として記載する必要はない。</p> <p>提供できる弁当の数は候補者1人当たり15人分(45食分)に告示日から投票日前日までの日数を乗じた得た数の範囲内＝315食分であり、この総数の範囲内であれば、どのように配分して提供しても差し支えない。</p> <p>飲食店で候補者が選挙運動員や労務者に食事を提供することは禁止されているが、選挙運動員が飲食店等で食事をした場合は、その実費弁償をして良い。ただし、1食1,000円の食事をしたのに弁当料実費弁償の1食当たりの上限の1,500円を渡すことや、1食1,500円を超えた食事をした場合、その超えた分についても実費弁償することはできない。実費弁償をする場合は、運動員が持参した領収書等を確認の上、実費を支払うとともに運動員から領収書を徴すること(なお、労務者へは弁当を現物支給できるが、実費弁償はできない)</p>						2食
令和8年4月11日	16,200							1食
令和8年4月11日	13,140							×3食
令和8年4月11日	17,850							×3食
令和8年4月11日	1,440							1食
食料費計	233,050							
小計	立候補準備のための支出	0						
	選挙運動のための支出	233,050						
	計	233,050						

5 支出の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
(九) 休泊費	円							
令和8年4月11日	108,000	選挙運動	運動員宿泊料	B県E市Y町	N野D夫	団体役員		1泊18,000円 × 6泊
休泊費計	108,000							
(十) 雑費								
令和8年4月1日	20,620	立候補						
令和8年4月1日	2,750	立候補準備	釘、針金ほか	A市C町25番地	C金物店			
令和8年4月5日	14,000	選挙運動	灯油	A市B町10番地	C商店	燃料販売業		1缶2,800円 × 5缶
令和8年4月24日	9,000	選挙運動	電気代	A市B町15番地	T電力	電気供給業		4月5日～12日使用料
令和8年4月25日	2,700	選挙運動	水道代	A市C町1番地	A市水道局			
雑費計	49,070							
小計								
	立候補準備のための支出	23,370						
	選挙運動のための支出	133,700						
	計	157,070						

9. 休泊費
候補者、選挙運動員及び労務者の宿泊等にかかった費用。
候補者、選挙運動員は1泊につき2万3千円(食事料2食分含む)
労務者は1泊につき2万円(食事料を含まない)が限度額である。

10. 雑費
1～9に該当しない経費。
暖房用灯油代、ガス台、電気料、水道料など。
電気料等については請求が選挙期日後15日を超える場合が予想されるため、収支報告書の1回目提出期限までに支出が終わらない場合は2回目以降の収支報告書へ記載し提出が必要となる。
また、看板を作成する場合、看板業者に請け負わせたときは「広告料」となるが、材料を買い入れて労務者に作らせたときは、労務者の報酬は「人件費」、木材、ベニヤ、釘等の材料費は「雑費」、墨代や塗料代は「文具費」にそれぞれ区分して計上することとなる。

5 支出の部（乙）

年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備の ための支出	1,009,826	<p>選挙運動費用制限額 選挙運動費用は法令により制限額が定められている。制限額の計算式は以下のとおり。 市議選挙：501円×（告示の日における選挙人名簿登録者数÷議員定数）+220万円（百円未満は切上）</p> <p>この制限額を超えた支出を行った場合、出納責任者が処罰され、原則的には連座制により候補者の当選が無効となり得る。</p>					
	選挙運動の ための支出	1,470,470						
	計	2,480,296						
前回計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出	1,009,826						
	選挙運動の ための支出	1,470,470						
	総 計	2,480,296						

選挙運動用ポスター・ビラの作成単価・枚数・合計額の公費負担相当額を記載。

5 支出の部 (丙)

	項目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,156 円	556 枚	642,736 円
	ビラの作成	8.38 円	4,000 枚	33,520 円
	計			676,256 円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和8年4月27日

第1回目の提出期限は選挙期日より15日以内
第1回目提出以降に選挙運動に関する収入・支出があった場合はその収入・支出があった日から7日以内までに第2回・3回…を作成し提出すること。

出納責任者 住所 弘前市大字上白銀町〇番地〇
氏名 弘前花子

出納責任者の住所・氏名を記載
署名の場合は押印不要(印刷の場合は要押印)

備考

- 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 収入の部においては、債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- 寄附及びその他の収入
- 寄附のうち金銭
- 収入の部中「種
- 収入の部中「参
- 支出の部中「区
- 支出の部中「区
- (十) 雑費の費目を
- 支出の部中「金
- つた金額との合計を
- 支出が金銭以外
- 「支出の目的」
- 支出の中金銭、
- 選挙運動に係る
- 支出の部中「支
- とする。
- 精算届後の報告
- 出納責任者本人
- し、出納責任者本人

その他注意事項

- ・収支報告書提出の際には、「領収書の写」を添付すること。領収書の写を添付できない場合は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」、金融機関への振込により支出した場合は「振込明細書に係る支出目的書」を添付すること。
- ・法令により、収支報告書については選挙管理委員会が受理してから3年間は、閲覧可能であることから記載誤りなどに注意すること。また、人件費については労務者以外の届出をしていない者への報酬の支給、限度額を超えた支給、虚偽の記載が判明した場合、訴訟となりうることもあることから法令を遵守し、十分に確認した上で提出すること。
- ・出納責任者は収支報告提出の日から3年間、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証すべき書面を保存しなければいけないこと。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
(八)食料費	仕出し弁当代

- 1 令和8年4月12日執行 弘前市議会議員補欠選挙
- 2 公職の候補者 氏名 **弘前太郎**
- 3 出納責任者 氏名 **弘前花子**

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、(一)人件費(二)家屋費((イ)選挙事務所費(ロ)集会場費等)(三)通信費(四)交通費(五)印刷費(六)広告費(七)文具費(八)食料費(九)休泊費(十)雑費の区別を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。